

## 愛知県次世代バッテリーに関する研究会規約

### (名称)

第1条 本会は、愛知県次世代バッテリーに関する研究会（以下、「研究会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 研究会は、蓄電池を始めとする次世代バッテリーの研究・技術開発及びその関連する分野において、産学行政間の情報共有を図るとともに、その連携による本県での新たな取組の方向性を議論する。また、次世代バッテリーに関して企業の活動拡大や本県産業振興に資するプロジェクトを立案し、推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 研究会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究・技術開発等における現状・課題の情報共有
- (2) 産学行政連携による本県の取組の方向性の議論
- (3) プロジェクトの立案・推進のための具体的なテーマごとのワーキンググループの組成
- (4) その他研究会の目的を達成するために必要な事業

### (役員)

第4条 研究会は、座長、委員で構成する。

- 2 座長は、研究会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長は、愛知県知事をもって充てる。
- 4 委員は、座長がこれを委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とし再任を妨げない。

### (会議)

第5条 研究会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名した者がその職務を代理する。
- 3 会議の内容は、原則、非公開とする。

### (ワーキンググループ)

第6条 第3条(3)に基づき、研究会にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置及び運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、愛知県経済産業局産業部産業科学技術課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定める事項のほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 研究会の設立当初の委員の任期は、第4条第5項の規定にかかわらず、2026年3月31日までとする。
- 2 この規約は、2023年9月25日から施行する。